

凡例 日日時 期間 場所 内容 対象 講師 費用 定員 持ち物 申し込み 提出先 その他 問い合わせ

※特に記載のない場合、申込時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで。



平成30年度は 固定資産の評価替えの年です。

国税務課家屋担当・土地担当

☎71・2482(家屋担当) ☎71・2483(土地担当) ☎72・2065(共通)

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に、土地・家屋・償却資産などの「固定資産」を所有している人が、その所在する市町村に納めていただく税金です。

固定資産のうち、土地と家屋は3年に一度の基準年度ごとに「評価替え(評価の見直し)」を行っています。

平成30年度の土地・家屋の評価替えの内容をお知らせします。



土地の評価替え

より公平・公正な課税のため、次のとおり見直しました。このため、一部の土地では評価額や税額が増減が生じることがありますが、ご理解をお願いします。

●鑑定による宅地評価の見直し

平成29年1月1日を価格調査基準日として、市内を土地の利用状況の似た区域に分け、その区域内の標準的な宅地の鑑定評価を行いました。

その結果を反映させ、それぞれ宅地評価をしている土地の価格を算定し直しました。

●道路比準割合の適用の見直し

市内の宅地評価は、路線価を基礎とする「市街地宅地評価法」と市街地以外の「その他の宅地評価法」のいずれかを適用しています。

この「その他の宅地評価法」で用いる各種補正の中には、宅地が接面する道路の状況に応じた「道路比準」がありますが、道路の幅や舗装などの経年変化を踏まえ、現状に合わせた補正率の適用としました。これにより、評価額や税額が上がった土地があります。

●課税地目の見直し

現地調査や航空写真を活用して、土地の現況・利用状況等の調査を行い、見直しました。

●雑種地の補正率の見直し

雑種地のうち、近傍宅地の価格から比準して評価額を求める土地(宅地介在雑種地、駐車場、資材置場)は、それぞれ一定の補正率を適用し評価額を算出しています。

その中で、安曇野市土地利用基本計画で規定されている「田園環境区域」では、開発事業が制限され建築不可能な土地があります。そのため、これらの宅地利用が困難な雑種地に適用させる補正率を新設しました。

これにより、評価額や税額が下がった雑種地があります。

納税通知書を発送します

平成30年度の固定資産税納税通知書は、4月9日(月)頃に郵送する予定です。固定資産の評価額などを記載した課税明細書が同封されていますので、内容の確認をお願いします。

●固定資産税の納期限

- 第1期 5月1日(火)
- 第2期 7月31日(火)
- 第3期 12月25日(火)
- 第4期 平成31年2月28日(木)

●課税明細書の確認例

【土地】
▽住宅用地の場合、「小規模住宅用地(200㎡以下の部分)」または「住宅用地(201㎡以上の部分)」の軽減特例が適用されているか

【家屋】

- ▽主体構造は正しいか
- ▽取り壊した家屋が載っていないか
- ▽新しく建てた家屋が載っているか
- ▽新築住宅の場合、新たに課税されることになった年度から3年度(認定長期優良住宅の場合)

縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者は、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。
※閉庁日を除く
期4月1日(日)～5月1日(火)

●縦覧できる人

平成30年度における市内の土地、家屋の固定資産税の納税者費無料
持▽本人の縦覧は、本人であることを確認できる身分証(マイナンバーカード、運転免許証など)▽代理人の縦覧は、本人からの委任状と代理人を確認できる身分証

固定資産税課税台帳の閲覧

平成30年度の課税台帳の閲覧ができます。
期4月1日(日)～平成31年3月31日(日) ※閉庁日を除く

固定資産税の調査

税負担の公平の観点から、土地、家屋および償却資産の調査を随時進めていますので、宅地等への調査の際はご理解とご協力をお願いします



家屋の評価替え

家屋は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年ごとに建築資材・物価変動などを反映して算出します。そのため、床面積の変更などの異動がない限り、3年間は同じ評価額となります。

平成30年度の評価替えは、前年度の再建築価格(※1)に再建築費評価点補正率(※2)を乗じて、再建築費評価点数を求めることとされています。

●用語解説

(※1) 再建築価格

評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

(※2) 再建築費評価点補正率

平成28年7月現在の物価水準により算定した工事原価に相当する費用の平成25年7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものです。

平成30年度国税専門官採用試験(大学卒業程度)

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

☑原則インターネット申し込みです。

申込期間 3月30日(金)午前9時～4月11日(水) [受信有効]

URL <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

☑インターネット申し込みに関すること

人事院人材局試験課 ☎03・3581・5311(内線2332)

上記以外に関すること

関東信越国税局人事第二課試験係 ☎048・600・3111(内線2097)

受験資格	1. 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者 2. 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者 ① 大学を卒業した者および平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者 ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
試験日	▷ 第1次試験 6月10日(日) ▷ 第2次試験 7月12日(木)～19日(木)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時